

1 介護予防訪問介護相当サービス費算定構造

令和8年6月1日改定部分

基本部分	注 高齢者虐待防止措置未実施減算	注 業務継続計画未策定減算	注 事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	注 特別地域加算	注 中山間地域等における小規模事業所加算	注 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算
------	---------------------	------------------	---	-------------	-------------------------	-----------------------------

イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合(1月につき)

区分	対象者	単位数(日割)
(1)1週に1回程度の場合	要支援1・2 事業対象者	1,176 単位 ( 39 単位)
(2)1週に2回程度の場合	要支援1・2 事業対象者	2,349 単位 ( 77 単位)
(3)1週に2回を超える程度の場合	要支援2 事業対象者	3,727 単位 ( 123 単位)

ロ 1月当たりの回数を定める場合(1回につき)

(1)標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合	要支援1・2 事業対象者	287 単位
(2)生活援助が中心である場合 (一)所用時間20分以上45分未満の場合	要支援1・2 事業対象者	179 単位
(2)生活援助が中心である場合 (二)所用時間45分以上の場合	要支援1・2 事業対象者	220 単位
(3)短時間の身体介護が中心である場合	要支援1・2 事業対象者	163 単位

-1/100	-1/100	+15/100	+10/100	+5/100
--------	--------	---------	---------	--------

ハ 初回加算	(1月につき + 200 単位)
ニ 生活機能向上連携加算	I (1月につき + 100 単位) II (1月につき + 200 単位)
ホ 口腔連携強化加算	(1回につき + 50 単位) ※1月に1回を限度

ヘ 介護職員等処遇改善加算	I イ (1月につき+所定単位× 270 /1000)	※ 所定単位は、イからホまでに より算定した単位数の合計
	I ロ (1月につき+所定単位× 287 /1000)	
	II イ (1月につき+所定単位× 249 /1000)	
	II ロ (1月につき+所定単位× 266 /1000)	
	III (1月につき+所定単位× 207 /1000)	
	IV (1月につき+所定単位× 170 /1000)	

□ : 支給限度額管理の対象の算定項目

□ : 「特定地域加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」及び「介護職員等処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目  
 □ : 「事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合」を適用する場合は、支給限度基準額の算定の際、当該減算前の単位数を算入

※ ロについては、1月につき、イ(3)に掲げる単位数の範囲で所定単位数を算定する。

※ 介護職員等処遇改善加算については令和8年6月1日から適用する。